

10月1日は、国勢調査!

国勢調査は日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、**日本に住むすべての人と世帯を対象として、5年ごとに実施されます。**調査の結果は、福祉施策や防災計画、生活環境の改善をはじめとした日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画づくりに役立てられます。

今回の調査から、パソコンやタブレット、スマートフォンから回答できるオンライン調査が導入されます。いつでもどこでも便利に回答でき、調査票の記入・提出が必要ありませんので、ぜひご利用ください。

回答は下記の二通りの方法で行うことができます

▶インターネットで回答

配布されるインターネット回答用IDを使用し、9月10日(木)から9月20日(日)までのオンライン回答期間内に、パソコンやスマートフォンなどからインターネットにアクセスし、画面の案内に従って回答してください。

▶調査票で回答

10月1日以降、国勢調査員が訪問した際に、そのまま調査票をお渡しいただくか、「郵送提出用封筒」に入れて10月7日(水)までに、最寄りの郵便ポストに投函してください。(切手は不要です。)

<国勢調査員が伺います>

9月上旬から、みなさんのお宅にインターネット回答の利用案内などを配布に伺います。国勢調査員は総務大臣から任命される非常勤の公務員で、守秘義務があります。

<個人情報の保護は万全です>

調査票に記入していただいた内容は、統計の目的以外に使用することはありません。調査票は外部にもれないように厳重に管理されます。

▶問合せ先

国勢調査須恵町実施本部 ☎ 932-1151 (内線 371)

*詳しくは

国勢調査 2015

検索

統計調査の登録調査員を募集しています

須恵町では、各種統計調査にご協力いただける「登録調査員」を募集しています。

統計調査といえば、「国勢調査」が代表的ですが、その他にも毎年何らかの統計調査が実施されており、各種統計調査の結果は、暮らしを良くするための重要な基礎データとして利用されます。

▼登録調査員とは

国や県が任命する非常勤の公務員です。国や県が実施する統計調査において、調査対象となる世帯・事業所を訪問して調査の趣旨や内容などを説明し、調査票の記入依頼・回収を行います。

▼調査員の業務内容

- ・調査員説明会への出席
- ・調査対象の確認
- ・調査票の配布と記入の依頼
- ・調査票の回収
- ・調査票の点検・整理・提出

▼調査業務の依頼

調査実施前に調査の内容、日程などを登録調査員にお知らせし、従事可能であれば、調査業務を依頼します。

必ずしも、すべての調査に従事していただくわけではありません。

▼調査員の報酬

報酬額は調査の内容、受け持ち件数などによって異なりますが、概ね2〜

5万円程度です。

登録の申し込みについて

▼登録調査員の資格要件

- ・次のいずれの要件にも該当する人
- ・町内に住所を有する年齢20歳〜69歳の人
- ・秘密の保護を遵守できる人
- ・責任を持って調査事務を遂行できる人
- ・税務、警察および選挙に直接関係のない人
- ・暴力団員でない人および暴力団員、もしくは暴力団と密接な関係を有していない人

▼登録期間

登録日から平成28年3月31日まで。ただし、登録取り消しの申し出がない限り更新します。

▼申請書の提出

まちづくり課備え付けの「登録調査員登録申請書」に必要事項をご記入の上、提出してください。

受け付けは随時行なっています。

▼問合せ先

まちづくり課
☎ 932・1153 (ダイヤルイン)
☎ 932・1151 (内線347)

特殊詐欺に注意!

近年、福岡県における特殊詐欺の被害が増加しています。被害にあわないためには、事前に詐欺の手法を知っておくことが大切です。特殊詐欺は、身内を名乗り「携帯電話の番号が変わったから控えておいて」などと連絡して、電話番号を控えさせ、騙しの電話の警戒感を払拭させます。また、あらかじめ、「風邪をひいて声が変わったと思うけど。」などと言って、疑問を抱かせないようにした上で、複数の人が登場し、もっともらしく話を展開します。

劇場型詐欺とは、警察官や弁護士、被害者の身内や交通事故の当事者などを装った複数の登場人物が現れ、実に巧みなグループワーキングで金銭をだまし取る手口です。人を不安に陥れるようなストーリーが展開され、タイミングよく相手が電話を代わるので、そのペースに巻き込まれてしまい、冷静に考える余裕を無くし、詐欺の手口を知っている人でもだまされてしまうのです。



犯行の手口あれこれ

▼オレオレ詐欺

「おれだよ、おれ。」と電話をかけ、電話に出た人が「うっかり○○かい?」と名前を問いただすと、「そう、○○。実は事故にあっってお金が必要になった。すぐにお金を振り込んで。」などと言い、指定した銀行の口座などに現金を振り込ませる手口です。

▼振り込め詐欺

「友達の借金の保証人になっていて、支払わなければならない。」など、お金が急に必要になったと告げて、振り込みを依頼したり、「知人(バイク便など)に取りに行かせるから渡して」と自宅などで現金の手渡しを指示します。

▼架空請求詐欺

郵便、インターネットなどを利用して不特定多数の人に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する通知を送付して、現金を銀行口座などに振り込ませてだまし取る手口です。

携帯電話に「総合情報サイト情報料未納」「退会手続がされていない」「個人情報削除金」など、心当たりのない請求メールが来たり、自宅に「料金の未払い・契約不履行」「管轄裁判所に訴状申し立て」「差出人○○消費者生活相談センター」などと心当たりのないハガキ・手紙が届いた場合は、架空請求詐欺の疑いがあります。

▼融資保証金詐欺

実際には融資しないにも関わらず融資する旨の文書を送付して、融資を申し込んだ人に対し、保証金を名目に現金を銀行口座などに振り込ませてだまし取る手口です。

▼還付金等詐欺

税務署や区役所などを名乗り「税金や医療費を返還します」「今日が手続きの締め切りです」「ATMで手続きができます」とコンビニエンスストアなどに設置してあるATMに行かせ、携帯電話で還付手続きを指示するふりをして、実は犯人の口座に振り込む手続

きをさせる手口です。

被害にあわないための防犯対策

留守番電話の活用

何度も怪しい電話がかかってきたら、常時「留守番電話」をセットしておき、電話がかかってきても、とりあえず「留守番電話」で受けましょう。身内の人と「合言葉」を決め、相手が確認できたら受話器を取りましょう。

※一人暮らしの人は、自分の名前を先に名乗ることはやめましょう。

ナンバーディスプレイ機能の活用

ナンバーディスプレイサービスは、別途の契約が必要ですが、電話をかけてきた相手の電話番号がわかるサービスです。詳しくは、お近くの電話会社にお問い合わせてください。

「ATM利用限度額」の引き下げ

「還付金等詐欺」では、ATMの操作誘導を電話で行い、本人の気づかぬうちに犯人の口座にお金を振り込ませようとしています。あらかじめ「ATM利用限度額」を引き下げておくことで、万が一振り込め詐欺の被害にあった場合でも、その利用限度額までしか振り込まないこととなります。詳しくは、金融機関の窓口でご相談ください。